

要 保 存

令和6年6月17日

保護者様

姫路市立東小学校
校長 田淵 仁

大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪警報発令時の対応について
「姫路市」に標記のいずれかの警報が発令された場合、下記の項目によくご注意の上、各家庭で対応してください。

1 姫路市に警報が発令されたとき

警報の発令内容		警報の発令時刻	対 応	給 食
姫路市	大雨 洪水 暴風 暴風雪 大雪	・ 午前7時現在 ・ 午前7時～登校時までに警報が発令されたとき。	児童に登校させないで、自宅に待機させる。	中 止
		登校後、あるいは始業時以降に警報が発令されたとき。	・ 児童はすでに登校しているので、校長の判断により、児童の安全確保のため、適切な措置をとる。 ・ 下校については、一斉下校とし、通学路の安全を確保した上で、町担当教員が付き添って下校をする。	校長の判断により、適切な措置をとる。

2 登校前からの警報が解除（7：00～登校時間）された時 (姫路市内の小学校のみ適用)

警報が解除されても、授業はおこなわず、『臨時休業』とする。

3 お願い

※警報が出そうな日の、気象庁発表 のテレビ、ラジオ、インターネット等の情報をご確認ください。

- ① 警報と注意報を間違えないようにしてください。
- ② この措置は、『姫路市』に警報が出ている時に限ります。
- ③ 教職員が見回りをしますが、警報が出ているのに登校している児童を見かけたら、帰宅するよう、お声かけをお願いします。
- ④ 以上のことは、各家庭の責任において対応してください。
- ⑤ なお、学校から教育委員会等への緊急の電話連絡をするのに支障がないよう、学校への電話による問い合わせは、極力ご遠慮ください。

※『臨時休業』になる場合は、学校から『メール送信』をおこないます。
(メール配信への登録をよろしく申し上げます。)